

## 市立大津市民病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 業務仕様書

### 1. 件名

市立大津市民病院感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

### 2. 業務期間

令和4年10月1日 から 令和5年9月30日 まで

ただし、委託期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれから更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その更新は、4回まで行うことができる。

### 3. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

本館棟地下 感染性廃棄物保管庫

### 4. 業務の内容

#### (1) 収集運搬業務

##### ①業務の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）その他関係法令等に従い、廃棄物保管庫内の感染性廃棄物を収集し、他の事業所で排出された積荷との混載や、積替保管及び区間委託をすることなく、中間処理施設まで運搬すること。

##### ②収集頻度

週4回

ただし、排出量の増減が見込まれる場合は、当院担当者と協議のうえ対応すること。

##### ③収集時間

8時30分 から 17時15分 まで

#### (2) 処分業務

廃棄物処理法その他関係法令等に従い、上記の感染性廃棄物について焼却または溶融による中間処理を行うこと。また、中間処理産業廃棄物が発生した場合は、適正に最終処分を行うこと。

### 5. 資格等

- ・受託者は、廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集運搬業の許可を受けていること。
- ・受託者は、廃棄物処理法第14条の4第6項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の処分業の許可を受けていること。ただし、自ら処分業務を行わない場合は、当該許可を受けている処分業者に処分業務を行わせることができるものとする。
- ・受託者は、廃棄物処理法第14条第2項に基づく優良産廃業者認定制度において、優良認定を受けていること。

## 6. 感染性廃棄物梱包容器

感染性廃棄物梱包容器（以下「容器」という。）を、受託者の負担にて、定期的に納入すること。  
また、臨時で容器を納入するよう指示があった場合は、速やかに対応すること。

容器の仕様については以下のとおりとする。なお、容器に不備が認められた場合は直ちに委託者に報告し、異なる種類の容器を選定すること。

### ①堅牢密閉プラスチック容器（白色）

製品名：三甲株式会社製 サンペールK # 20-D

容 量：20リットル

サイズ：長辺 424 mm、短辺 200 mm、高さ 385 mm

内容物：鋭利なもの（注射針、メスの先端等）

### ②堅牢密閉プラスチック容器（白色）

製品名：三甲株式会社製 サンペールK # 40-N

容 量：40リットル

サイズ：長辺 471 mm、短辺 320 mm、高さ 354 mm

内容物：鋭利なもの（注射針、メスの先端等）

### ③防水の密閉ダンボール容器

製品名：レンゴー株式会社製 K-40

容 量：40リットル

サイズ：長辺 304 mm、短辺 300 mm、高さ 448 mm

内容物：鋭利でない血液等の付着したもの（ガーゼ、手袋等）

### ④防水の密閉ダンボール容器

製品名：レンゴー株式会社製 M-80

容 量：80リットル

サイズ：長辺 500 mm、短辺 400 mm、高さ 400 mm

内容物：手術用鉗子等器具

※①～③の容器について、上記以外のものを選定する場合は、現在当院で使用している足踏み式ホルダーに装着可能な容器を選定すること。

※④の容器について、上記以外のものを選定する場合は、700 mm程度の手術用鉗子等器具を複数梱包可能な容器を選定すること。

※①、②の容器について、上記以外のものを選定する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する感染性廃棄物容器評価事業において、合格認定されている容器を選定すること。ただし、当該事業と同等の性能評価試験において、合格相当の性能を有することが証明されている容器を選定する場合は、この限りではない。

## 7. 予定排出量

年間の予定排出量は、以下のとおりとする。

なお、実際の排出量に増減が発生した場合でも、補償等を行わないものとする。

①プラスチック 20リットル容器× 1,279 個＝ 25,580 リットル

②プラスチック 40リットル容器× 5,898 個＝235,920 リットル

③ダンボール 40リットル容器×17,410 個＝696,400 リットル

④ダンボール 80リットル容器× 11 個＝ 880 リットル

合計 958,780 リットル

## 8. 電子マニフェスト

- ・委託者及び受託者は、廃棄物処理法第12条の5第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）を利用するものとする。
- ・受託者は、運搬を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ・受託者は、中間処理を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ・受託者は、中間処理産業廃棄物を排出し処分を委託した場合は、最終処分の終了を確認した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。

## 9. 事故発生時の報告義務

受託者は、作業中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって委託者が被った損害に係る経費については、受託者が負担するものとする。

## 10. その他

- ・本業務を実施するにあたり、当院または第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院担当者と協議のうえ、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。